

議案第164号

救急活動中の事故による損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和3年6月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、救急活動中の事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

救急活動中の事故による損害賠償額の決定について

救急活動中の事故による損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市東区 [REDACTED] [REDACTED]	811,770円

2 事件の概要

令和2年9月14日午後3時5分頃、消防局東消防署警備課所属の職員が、市内東区 [REDACTED] [REDACTED] 所在の相手方 [REDACTED] 氏宅において、同人を搬送するため抱き抱えて担架に乗せようとした際、同人の右腕を圧迫し、同人を負傷させ、損害を与えたものである。